# ロシア労働市場の経済危機対応力

堀江 典生 (富山大学)

### 1. はじめに

ロシアへの経済制裁が実施されてから二年余り経過した。市場経済化以降,市場経済化初期の移行不況,1998年のロシア金融危機,2008年のリーマンショックを経て,ロシアにとって4度目の経済危機であるが,共通しているのは原油価格の暴落である。ソ連崩壊に伴う体制転換に伴う経済危機は別として,1998年のロシア金融危機も2008年のリーマンショックも,世界的な経済危機のなかで位置づけられるものであったが,今回の経済危機にはウクライナ問題に伴う欧米および日本の経済制裁とロシアによる逆制裁という政治経済的要因も加わっており,原油価格の低迷とともに,経済回復を遅らせる原因となっている。原油価格が上昇傾向にある今,ロシアの景気も底をついたとも言われているが,二年余り経ってもロシア経済に先行きが見えにくい状況であることに変わりはない。

ロシアの公式統計では、実質賃金は2015年に前年比で9.3%減少している。リーマンショックによる2009年の実質賃金の落ち込みは3.5%であったことからすれば、リーマンショックによる経済危機よりも深刻な実質賃金の落ち込みをロシアは経験していると言える。政府も、最低賃金を2016年になってから二度も引き上げるなど、対策に躍起である。インフレリーマンショックによる2009年の実質賃金の落ち込みを除けば、常に2014年まで実質賃金の上昇を享受してきたロシア市民にとって、ますます消費を手控える傾向が続きそうであり、今回の経済危機は深刻である。

同じ資源国であり、新興国 BRICS の一員でもあるブラジルでは、インフレが高水準で進み、実質賃金の低下が著しく、失業率が10%を越え、汚職に絡み大統領が職務停止に追い込まれ、様々な業種でストライキが各地で頻発し、社会不安が高まっている。一方、ロシアでは政権への支持は安定し、失業率の増加は抑えられ、目立った社会不安が表面化していない。ロシアの労働市場はどのようにこの危機に耐えているのか、探っていこう。

### 2. ロシア労働市場の伝統的危機対応

ロシアの失業率は、2016 年3月現在でも5.6%であり、欧州諸国のなかでも比較的失業率は低位にあると言える。企業の視点からみても、労働需要はまだまだ旺盛である。ロシア科学アカデミー世界経済国際関係研究所(IMEMO)が実施している企業の雇用人員

判断では、2015年第2四半期こそ雇用人員判断 D.I. (「過剰」(回答社数構成比) - 「不足」 (回答社数構成比) によって表される) はプラス (過剰感が上回った状態) になったものの、リーマンショック時の悲観的判断から比べると、今も不足感が強い状態であると言える(図1)。企業が雇用の見通しについて、経済停滞のなかでも不足感が強いと近い将来を判断していることは、ロシアの労働市場にとって好材料である。ただし、2015年から公共職業安定機関である国家雇用局の求人は伸び悩み傾向が続き、平素なら冬期に上昇し夏期に低下する傾向にある雇用充足率も高止まりしており、失業すればなかなか仕事を見いだすのが難しくなってきていることも事実である。

図1) 2000 年以降のロシア企業の雇用人員判断 D.I.

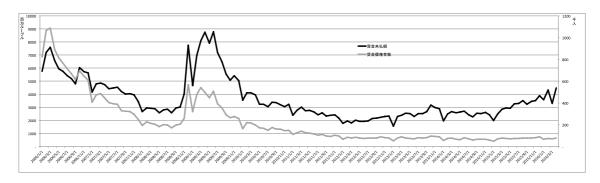
典拠)The Russian Economic Barometer (IMEMO)各号のデータを活用

経済危機にあっても失業率が上昇しない。それは、過去にロシアが直面した経済危機においても共通した現象である。企業は、経済危機にあっても解雇という手段で事業を見直すことなく、現在の危機に対応している。解雇という手段を使わずに、ロシア企業はどのように人件費削減に対応しているのか、それを解き明かすためには、ロシアの労働市場にある3つの柔軟性に着目する必要がある。

ロシアの労働市場は経済危機において「非標準的行動」を特徴とすると言われている。 その「非標準的行動」とは、危機に対して人員削減よりも就労者の就労時間や賃金の調整 で実施する雇用調整のことを指す。就労者の就労時間調整は、時短から一時帰休まで様々 であるが、会社都合での強制的な一時帰休は、給与支給がなされない場合がほとんどで、 見せかけの雇用は維持されている状態である。2009 年の不完全就労者数は雇用全体の 30-35%に達していた。現在の危機でも、2013 年第一四半期時短就労者と 2016 年第一四半期時短就労者を比較すると約 27 万人も増え(2016 年第一四半期時短就労者数 117.6 万人),は賃金支給なしの一時帰休者も約 27.5 万人増加している(2016 年第一四半期一時帰休者数 221.8 万人)。ロシアの従業員の行動様式は、職の確保を優先し、第二就労など非正規雇用で生計を補完しようとする。労働組合の関心も、賃金よりも職の確保にこそある。直感的には立場の弱い第二就労や非正規就労者の失業への不安は高いと想定されがちであるが、ロシアでは非正規雇用における失業の不安は少ないという。第二就労や非正規就労は、労働市場の変動を吸収する調整弁としての役割をもつ。

企業の従業員が賃金よりも職の確保を優先する状況で、企業が採用する短期的危機回避行動は、従業員への賃金未払いである。賃金未払い問題は、被雇用者に対する債務として企業側に蓄積されていくために危機に対応するやむを得ない問題の先送りであるにもかかわらず、ロシアでは伝統的に活用される雇用調整手段である。ソ連時代からの労働組合として支配的な立場に立つ「ロシア独立労働組合連盟」が伝統的に企業経営陣と近い関係にあり、賃金未払いの解決を求める統一的な戦線を従業員側が構築できないといった事情がると言われている。リーマンショック時の賃金未払高ピークは、2009年6月で87億8千万ルーブルであった。現在は、まだその半分程度(44億7千万ルーブル:2016年4月現在)であるとはいえ、2015年から再び賃金未払額の増加の兆しが見えている(図2)。ただし、賃金債権者数は増えていないので、賃金未払問題が深刻化しているわけではない。

### 図2)賃金未払額の推移



典拠)ロシア連邦国家統計庁ウェブサイトより作成

ロシアの労働市場において、危機の煽りを受けているのが、外国人労働者である。ルーブルの下落によりロシアで就労する旨みが減少している。そもそも旧ソ連諸国からの外国

人労働者は、ロシアの底辺労働市場を担っていたために、決して豊かな層ではない、そこ にルーブルの下落とインフレの進行が相まって,外国人労働者たちの生活を圧迫している。 そうした旧ソ連諸国からの外国人労働者の海外送金の減少は、海外送金に GDP の多くを 依存してきた旧ソ連諸国の経済をも圧迫している。2015年1月1日に施行となった一連 の新たな移民関連法の改正によって、法人と個人とのもとでの就労に区別なく「労働パテ ント」を取得しなければならなくなったのであるが、取得手続の簡素化の側面はあったも のの,「労働パテント」取得に必要な諸費用がかさむようになった。また, ロシアで就労す るためには、ロシア語、歴史、法律に関しての複合試験を受験し合格しなければならなく なった。近年の地元住民と移民たちとの衝突などを原因とする移民排斥機運の高まりも影 響し,政府は不法移民対策に力を入れ,160 万人にも及ぶ移民たちがロシアへの入国禁止 に処せられているという。こうした状況下で、ロシアへの最大の労働力供給源であったウ ズベキスタン移民の数は、2014年3月から2015年3月までの一年間で約21万人も減少 した。第二の供給源であったタジキスタン移民も約7万人減少した。ある意味、ウズベク 人とタジク人の帰国により同時期 28 万人分の雇用がロシアの労働市場に戻されたことに なる。外国人労働力もまた,危機においてロシアの労働市場に柔軟性を与える源泉となっ ている。

このように、ロシアの労働市場の危機対応は、次の3つの柔軟性によるものであると考えられる。第一に、一時帰休や時短なども含め不完全就労化や非正規就労化が労働市場に柔軟性を与えている。第二に、賃金未払いなど賃金の弾力性が労働市場に柔軟性を与えている。第三に、移民労働が労働市場に柔軟性を与えている。これらが、失業率の上昇を伴わない危機に「耐える労働市場」を形成しているということができるだろう。ただし、この伝統的な「耐える労働市場」の仕組みが失業率の上昇を抑えるとしても、労働者の不満に現政権も敏感にならざるを得ない。次に、労働者の不満が、いまどのように発露しているかを観察しよう。

## 3. 労働者の不満の行方

ロシアの公式統計では労働者の不満の発露としての労働争議件数(争議行為を伴う労働 争議)は、2015年で5件しか記録されていない。こうしたロシアの公式統計によるストラ イキ件数には、信憑性がないと言われている。労働争議は申告制であり、労働争議論点を 交渉し、それを届け出る代表者が使用者と被使用者との間で争議の発生を確認できなけれ ば、労働争議としてカウントされないことになる。合法的に、つまり、手間のかかる申請 手続を踏まえた「合法的」ストライキを敢行するためには、ナショナルセンターレベルの 労働組合のサポートがなければ難しいということになろう。また、自然発生的に生じたス トライキなどは、公式の手続きを経ていないためにストライキとしては記録されない。ま た、ストライキ以外での被用者による抗議活動が労働争議として扱われることはない。

表2) 異なる調査をもとにした労働争議件数

	社会労働権利センターモニタリング		ロシア統計庁公表	社会労働争議調査分析センター	
年	労働争議件数	ストライキ件数	ストライキ件数	労働争議件数	ストライキ件数
2008年	93	60	4	-	-
2009年	272	106	1	-	-
2010年	205	88	-	-	-
2011年	263	91	2	-	-
2012年	285	95	6	-	-
2013年	278	102	3	122	43
2014年	293	97	2	134	27
2015年	409	165	5	445	34
1月	22	2	0		
2月	39	13	0		
3月	40	15	3		
4月	33	12	0		
5月	22	9	0		
6月	35	17	0		
7月	41	17	0		
8月	29	16	1		
9月	35	12	0		
10月	29	13	0		
11月	31	13	0	経済政治改革センター	
12月	53	26	1	労働争議件数	争議行為件数*
2016年1月	21	7	0		
2016年2月	29	10	0	132	
2016年3月	n.a.	n.a.	n.a.	97	44

<sup>\*</sup> 経済政治改革センターでは、ストライキ、ピケ、集会を合わせて争議行為として勘定している。

典拠) ロシア統計庁公表データは、Социально-экономическое положение России, Росстат 各号より取得。その他は、各調査機関の報告書より抜粋。

公式統計では補足されない労働に関わる抗議活動を把握するために、メディアで報道される労働争議を独自に調査している機関が三つある。ひとつは、社会労働権利センターの調査によるものであり、二つめがサンクトペテルブルク労働組合人文大学の社会労働争議調査分析センターの調査によるものである。この調査は、2012 年 2 月から始まったプロジェクトによるものであるため、2013 年以降のデータしか取得できない。三つめは、経済政治改革センターの調査である。公表されている報告書から 2016 年の 3 月までのデータ

をここでは取り上げている。表2では、それぞれの調査の結果を比較できるようにしてある。これら独自調査は、メディアを通じて報道された労働争議を勘定している点で共通している。

一見して、労働争議件数もストライキ件数も、調査機関によって大きな差があることがわかるだろう。この調査が意味するところは、第一に、ストライキといった争議行為を伴わない労働争議(調査の性格上、第三者の関与により解決したかどうかは不問として)が非常に多く、ロシアの日常においてこうした争議を報道で知る機会は多いという事実である。特に、2015年は、社会労働権利センターの調査でも、社会労働争議調査分析センターの調査でも、前年と比べ大幅に件数が伸びている。第二に、報道などから勘定したストライキ件数が明らかにロシアの公式統計よりも多い。このことは、報道で怠業や罷業と読み取れる何らかの示威行為が、公式統計よりも多く観察できることを表している。また、同時に、このことは、正規の手続で実施された争議行為が非常に少なく、ほとんどが非正規な争議行為であったことを物語っている。

ロシアにおいて、労働者の抗議活動が多く報道されながらも、それが労働争議として発展・展開しきれていないことに、ロシアの労働運動の特殊な事情があると考えるべきであろう。特に、労働組合が介在できていなかったり、または労働組合が不在であっても、団体的行動をとった労働者の行動が明確に雇用者と対峙できていなかったり、雇用者と対峙せずに直接監督官庁や政府、大統領への訴えとして健在化している場合には、労働争議として取り扱われない可能性もある。

ソ連時代の労働組合の継承組織である FNPR が雇用者側と協調的な行動をとる「御用組合」であることは、よく指摘される事実である。労働法典では、団体交渉は、その使用者のもとで働く労働者の過半数を代表する単組か、統一代表機関が行うものとされている。労働者の過半数を代表するという規定の達成が困難であるために、争議を念頭に結成された労働組合が団体交渉権を獲得できない可能性もある。FNPR が支配的な企業において、使用者と強く交渉しようとする第二の労組が現れたとしても、二つ以上の単組で結成される統一代表機関は、各労組の組合員数に応じた比例代表性を原則として構成されるため、少数の組合員数をもつ労組の意見は通りにくい。その結果、FNPR が支配的労働組合として機能している限り、雇用者側は労働組合対策にそれほど労力を注ぐ必要はない。その結果、FNPR が実施するものでなければ、おおよそ合法的なストライキとはならない。

労働運動は、本来、その代表者たる労働組合が媒介し行動するものであるが、ロシアの

労働組合は労働者の不満をそのまま組合運動に直結させることよりも、労使官(労組・雇用者・政府)のソーシャル・パートナーシップの安定的な運営による社会的安定を重視する傾向にあるということができる。そのため、社会政策に関する協議のために設置されている「社会労働関係規制に関するロシア三者委員会」の労働者代表側の委員は、2014年1月現在で30名中27名がソ連時代の労働組合の継承組織であるFNPR側からの代表者で占められており、FNPRと対抗する労働組合であるロシア労働連合(Конфедерация Труда России: KTR)からはわずか3名しか指名されていない。雇用者および政府に対し対抗的・闘争的性格をもつと言われている第三の労働組合であるSOTSPROFは、テーブルにも着けない。FNPRの労使協調路線と労働法典による労働争議に対する制約とロシア特有のソーシャル・パートナーシップにより、ロシアの労働者の不満は、労働組合を媒介とした労働争議の形で発露しにくい状態となっている。

伝統的なソーシャル・パートナーシップ、特に、既存の労働組合運動では、十分に労働者の不満に答えることができないため、近年、労働組合運動に依存しない新たな運動が見られるようになってきた。特に、労働組合や政党との連携を拒否した社会運動が生じている。その象徴となっているのが、2015年11月頃から始まったトラック運転手たちの抗議運動である。事の発端は、積載量12トンを越えるトラックに対する新しい高速道路料金システム「プラトン」の導入への反対運動である。トラック運転手たちは、中小の運輸企業に著しいダメージを与えるとして、「プラトン」の導入の延期を訴えて立ち上がった。2015年11月11日に連邦40地域の幹線道路でトラックを駐車するか鈍行することにより、交通渋滞を起こし争議行為を行った。

このトラック運転手の抗議運動の興味深い特色は、意図的に彼らの運動の非政治性を強調しているところである。そのため、この抗議運動を他の抗議運動と連動させることなく、関心を示す現政権に批判的な政党や団体と距離を置き、排他的活動を自認している。共産党や「公正ロシア」、「ロシア自由民主党」、「ヤブロコ」、「ロシアの民主的選択」、人民自由党(PARNAS)などが、共闘を模索するものの、そうした野党の接近に対して、トラック運転手のこの抗議運動は、政治性を帯びない運動とする方針を堅持し、政党からの協力をトラック運転手側からは求めていないし、政党の協力に反対の姿勢を示す運動家たちも多い。非政治性を貫こうとするトラック運転手たちの行動は、プーチン大統領に抗議を行うというよりも救済や解決を求めているといった方が正確である。抗議行動に参加したトラックに貼り付けられた横断幕や集会でトラック運転手たちが持つプラカードに、「大統領、助

けてよ! «Путин, помоги»」というメッセージが多く見られることは、この運動のひとつの特徴である。社会的不満が直接に統治者たる大統領に向かず、逆に大統領を救済者として位置づけている。経済危機のなか大統領が高い支持率を維持する背景には、そうした社会的不満の行き場を失った彷徨があると言えるのではないだろうか。

### 4. 結論

これまで見てきたように、経済危機が深刻化しているといわれるロシア経済の現状に反して、労働市場の様々な指標は深刻さを物語ってはいないし、市民生活の困窮が社会的不満として政権を脅かす状況にもなっていない。過去の危機においてロシアが体得したロシア独特の労働市場の3つの柔軟性と伝統的に労使官(労組・雇用者・政府)が維持するソーシャル・パートナーシップによる社会的不満の封じ込めが、表面的にはロシアの社会的安定を維持させていると言える。ただし、本節で述べたように、労働者の守護者となり得ていない労働組合運動や政権を左右できない野党などとの共闘から敢えて自由となり、独自に労働者の不満を発露させる運動が新たに現れたことは、注目に値する。そうした社会的不満のベクトルがどのように定まっていくのか、それに対してどのように政権が対応し、社会的安定を維持できるのか、従来の労働市場の危機対応力の限界点を経済危機が続くほどに注視していかなければならない。

追記:本稿は,2016年度度京都大学経済研究所共同利用・共同研究拠点のプロジェクト研究「先端メタ分析理論の移行経済研究への応用」,および,科研費基盤研究(A)「ロシアにおける人口動態の研究:ミクロ計量分析による総合的把握」(課題番号26245034)の成果の一部である。本稿は、北東アジア学会第22回学術大会での発表用に作成したものであるが、紙面制約のため、参考文献等の記載を省略している。大幅に加筆修正した完全版は、『ロシア・ユーラシアの経済と社会』誌に投稿中である。